

## 事業実施者の募集について

平成 25 年度特用林産物経営安定化・消費拡大総合対策事業（経営高度化対策事業）のうち、「竹チップ等を活用したきのこの実証試験等の実施」に係わる事業実施者を募集しますので、本事業の実施を希望される方は、下記に従い応募して下さい。

### 記

#### 1. 事業の趣旨・内容等

##### (1) 事業の趣旨

放置竹林等の解消、竹資源の有効活用を図るため、チップ化された竹材等によるきのこ菌床用培地への適用性等について実証試験等を行い、きのこの成分及び食味等を検証する中で、消費者の嗜好にマッチしたきのこを確保しようとするものである。

##### (2) 事業内容

- ①竹チップへの適性の高いきのこの生産現場での実証栽培
- ②竹チップの菌床しいたけ栽培への利用割合の検討
- ③発生子実体の成分的な付加価値化の検討など

#### 2. 応募資格及び応募方法

##### (1) 応募資格を有する者は以下のとおりである。

- ア. きのこ等に関する知見を有している団体であること。
- イ. 事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有している団体であること。
- ウ. 事業の実施に係わる経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有している団体であること。（定款、寄付行為等、役員名簿、事業計画・報告書、収支計算書等を有していること。）

##### (2) 応募方法

- ア. 事業の実施を希望する者は、別添の企画提案書を提出すること。
- イ. 事業費の上限は、4,000 千円以内とする。
- ウ. 事業の実施期間は、事業実施者の決定通知の日から平成 26 年 2 月 28 日（金）までとする。
- エ. 応募期間は、平成 25 年 6 月 10 日（月）～6 月 27 日（木）17 時までとする。  
なお、郵送により提出する場合は、期限内必着とする。
- オ. 応募先は以下のとおり。

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-3-5 広栄ビル t e l : 03-3293-1197  
日本特用林産振興会（担当：村上）

#### 3. 事業実施者の決定

事業実施者の選定結果は、選定の有無に拘わらず、7 月 3 日（水）までに応募者に通知する。

#### 4. その他

事業内容等について、不明な点等があれば、2の(2)のオ. あてに問い合わせのこと。

別添

「竹チップ等を活用したきのこの実証試験等の実施」に係わる企画提案書

住所：

団体名：

代表者名：

印

1. 事業内容等

1. 事業目的	
2. 事業の実施体制（技術者の配置等）	
3. 事業内容	

\*記載内容は任意とする。



別紙

事業費の区分

区 分	範囲及び算定方法
技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務(専門的知識、技術を要する調査等)について、本事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>なお、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適性化について」によるものとする。</p>
賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務(資料整理、補助、事業資料の収集等)について、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)とする。</p> <p>単価については、当該事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づく範囲で単価を設定することとする。</p>
謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定することとする。</p> <p>ただし、事業実施主体の職員等に対し謝金を支払うことはできない。</p>
旅費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、普及啓発活動、打合せ等の実施に必要な経費とする。</p>
需用費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、会議費、印刷製本費等の経費とする。</p> <p>ただし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。</p> <p>ア 消耗品費</p> <p>事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p> <p>イ 会議費</p> <p>事業を実施するために必要となる会議の開催時に出席者に提供する茶等飲料類の調達に必要な経費とする。</p> <p>ただし、事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象とならない。</p>

<p>役務費</p>	<p>ウ 印刷製本費</p> <p>事業を実施するために必要となる資料、文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。</p> <p>事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具・機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、原稿料、通信運搬費等の経費とする。</p> <p>ア 原稿料</p> <p>事業を実施するために必要となる情報をとりまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。</p> <p>イ 通信運搬費</p> <p>事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費とする。</p>
<p>委託費</p>	<p>本事業の補助の目的である事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、試験、取りまとめ等)を他の民間団体に委託するために必要な経費とする。</p> <p>なお、委託費の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとする。</p>
<p>使用料及び賃借料</p>	<p>事業を実施するために追加的に必要となる器具・機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。</p> <p>ただし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。</p>